

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る事務処理要領について（例規）

平成14年5月31日

佐本交企発第73号

改正 平成16年6月佐本務発第792号、18年5月佐本交企発第78号・佐本交指発第81号、24年3月第45号・第77号、7月佐本交企発第88号・佐本運免発第131号、27年5月佐本交企発第85号、28年3月佐本務発第29号、令和元年12月第1223号、3年3月第288号、佐本交企発第64号

自動車運転代行業の認定等に係る事務については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、下記により処理することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

記

第1 認定の手続等

1 認定申請の受理及び進達

法第5条及び規則第3条の規定により認定申請書の提出を受理した主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、次の事項を調査し、当該申請書に許否の意見等を付した自動車運転代行業認定等申請副申書（様式第1号。以下「副申書」という。）を添えて、交通企画課長を經由して警察本部長に上申するものとする。

- (1) 申請者が法第3条各号のいずれかに該当していないか。
- (2) 認定申請書には、法第5条第1項各号及び政令第2条に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。
- (3) 申請者が法第10条の規定に違反するおそれはないか。
- (4) 認定申請書には、政令第1条、規則第5条及び県規則第2条に規定する書類が添付されているか。
- (5) その他必要な事項

2 調査報告

1 の副申書には、自動車運転代行業認定申請等調査報告書（様式第 2 号。以下「調査報告書」という。）を添付するものとする。

また、交通企画課長は、所要の審査を行い、認定することに疑義が生じたときは、所轄警察署長に対して所要の調査を依頼するものとする。

第 2 認定及び拒否

1 認定

(1) 警察本部長は、申請に基づき認定しようとするときは、佐賀県知事に認定に関する協議書（様式第 3 号。以下「認定協議書」という。）並びに認定申請書及び関係書類の写しを送付し、認定の同意を得なければならない。

(2) (1) の同意を得て認定を行うときは、所轄警察署長を経由して申請者に規則第 6 条に規定する認定証を交付し、認定証等受領書（様式第 4 号。以下「受領書」という。）を徴するものとする。

2 認定拒否

(1) 警察本部長は、認定を拒否しようとするときは、佐賀県知事に認定協議書とともに認定申請書及び関係書類の写しを送付し、認定拒否の同意を得なければならない。

(2) (1) の同意を得て、拒否するときは、所轄警察署長を経由して申請者に認定に関する通知書（別記様式第 5 号）を交付し、受領書を徴するものとする。

(3) 認定を拒否した場合の認定申請書については、認定を拒否した旨を朱書きした上で、5 年間保管するものとする。

第 3 認定証の再交付

1 再交付申請書の受理及び調査

法第 5 条第 5 項の規定により認定証再交付申請書を受理した所轄警察署長は、次の事項を調査するものとする。

(1) 再交付申請の理由

(2) 再交付申請書の記載事項等は事実と相違ないか。

(3) その他参考事項

2 再交付

所轄警察署長は、1 の調査の結果、必要があると認めるときは、認定証を再交付し、受領書を徴するものとする。この場合、認定証再交付申請書に交付した認定証の写しを添付し交通企画課長に送付するものとする。

第4 認定事項の変更

1 変更届出書の受理及び調査

法第8条第1項の規定により変更届出書を受理した所轄警察署長は、次の事項を調査するものとする。

- (1) 変更届出書の内容が事実と相違ないか。
- (2) 変更届出書には、変更事項に関し政令第1条及び第4条に規定する書類が添付されているか。

2 認定証の提出

変更事項が認定証の記載事項に該当するときは、規則第10条に基づく認定証の書換え申請として受理し、変更届出書とともに認定証の提出を求めるものとする。

3 報告

1の受理をした所轄警察署長は、変更届出書及び関係書類に副申書及び調査報告書を添付し、交通企画課長を経由して警察本部長に送付するものとする。

4 佐賀県知事への通知

3の送付を受けた交通企画課長は、佐賀県知事に変更届出に関する通知書(様式第6号)並びに変更届出書及び関係書類の写しを送付し、通知するものとする。

5 認定証の書換え交付

交通企画課長は、所要の審査を行った上で、法第8条第3項の規定により認定証を書き換えたときは、所轄警察署長を経由して申請者に当該認定証を交付し、受領書を徴するものとする。

第5 認定証の返納

1 返納の受理

法第9条第1項又は第2項の規定により認定証の返納を受けた所轄警察署長は、返納書(様式第7号)を徴し、当該認定証及び返納書を交通企画課長に送付するものとする。

2 通知

1の送付を受けた交通企画課長は、佐賀県知事に認定証の返納に関する通知書(様式第8号)並びに認定証及び返納書の写しを送付し、通知するものとする。

第6 立入検査

1 証票の携帯

法第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員は、県規則第5条に規定する証票を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示しなければならない。

2 立入検査の実施

立入検査を実施する場合には、佐賀県と緊密な連携を図り、原則として共同で検査を実施するものとする。

3 書類の保管

所轄警察署長は、立入検査を実施したときは、自動車運転代行業者等立入検査結果報告書（様式第9号）を作成し、その写しを交通企画課長に送付するものとする。

第7 認定の取消し

1 取消しの上申

所轄警察署長は、法第7条第1項の規定により法定の取消しを行う必要があると認めるときは、認定取消上申書（様式第10号）に次の書類を添付し、交通企画課長を經由して警察本部長に上申するものとする。

- (1) 参考人の供述書又はてん末書
- (2) 処分対象者の供述調書又は弁明調書
- (3) その他必要と認めるもの

2 取消しの決定

- (1) 1の上申を受け、又は他の都道府県公安委員会から認定の取消しに関し、通報を受けた交通企画課長は、所要の審査を行い、法第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、佐賀県知事に認定取消しに関する協議書（様式第11号）及び関係書類を送付し、認定取消しの同意を得なければならない。
- (2) (1)の同意を得たときは、交通企画課長は、聴聞及び弁明の機会の付与伺い（様式第12号。以下「聴聞等伺い」という。）に処分意見を付して、警察本部長及び佐賀県公安委員会に具申した上で、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の定めるところにより聴聞の手続をとらなければならない。

3 取消しの通知

認定の取消しを行ったときは、所轄警察署長を經由して当該処分対象者に認定取消処分通知書（様式第13号）を交付し、処分通知受領書（様式第14号）を徴するものとする。

第8 指示

1 指示処分の上申

所轄警察署長は、法第22条第1項の規定により指示する必要があると認めるときは、指示処分上申書（様式第15号）に次の書類を添付し、交通企画課長を經由して警察本部

長に上申しなければならない。

- (1) 現認報告書の写し
- (2) 参考人の供述書又はてん末書
- (3) 処分対象者の供述調書（弁明調書）
- (4) その他必要と認めるもの

2 指示処分の決定

- (1) 1の上申を受けた交通企画課長は、所要の審査を行った上で、指示を行おうとするときは、聴聞等伺いに処分意見を付して警察本部長及び佐賀県公安委員会に具申した上で、聴聞等規則の定めるところにより、当該処分対象者に弁明の機会を付与しなければならない。
- (2) 指示を行ったときは、佐賀県知事に指示に関する通知書（様式第16号）を送付し、通知するものとする。

3 指示書の交付

指示を行うときは、所轄警察署長を経由して当該処分対象者に指示書（様式第17号）を交付し、処分通知受領書を徴するものとする。

第9 営業の停止

1 営業停止の上申

所轄警察署長は、法第23条に規定する営業の停止を行う必要があると認めたときは、営業停止上申書（様式第18号）に次の書類を添付し、交通企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

- (1) 指示書又は現認報告書
- (2) 参考人の供述書又はてん末書
- (3) 処分対象者の供述調書（弁明調書）
- (4) その他必要と認めるもの

2 営業停止の決定

- (1) 1の上申を受けた交通企画課長は、所要の審査を行った上で、営業の停止を命じようとするときは、佐賀県知事に営業停止命令に関する協議書（様式第19号）及び関係書類を送付し、営業停止の同意を得なければならない。
- (2) (1)の同意を得たときは、交通企画課長は、聴聞等伺いに処分意見を付して警察本部長及び佐賀県公安委員会に具申した上で、聴聞等規則の定めるところにより当該処分対象者に弁明の機会を付与しなければならない。

3 営業停止命令書の交付

営業の停止を命ずるときは、所轄警察署長を経由して当該処分対象者に営業停止命令書（様式第20号）を交付し、処分通知受領書を徴するものとする。

第10 営業の廃止

1 営業廃止の上申

所轄警察署長は、法第24条第1項の規定により営業の廃止を命ずる必要があると認めるときは、営業廃止上申書（様式第21号）に次の書類を添付し、交通企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

- (1) 現認報告書
- (2) 参考人の供述書又はてん末書
- (3) 被処分者の供述調書（弁明調書）
- (4) その他必要と認めるもの

2 営業廃止の決定

- (1) 1の上申を受けた交通企画課長は、所要の審査を行った上で、営業の廃止を命じようとするときは、佐賀県知事に営業廃止命令に関する協議書（様式第22号）及び関係書類を送付し、営業廃止の同意を得なければならない。
- (2) (1)の同意を得たときは、交通企画課長は、聴聞等伺いに処分意見を付して警察本部長及び佐賀県公安委員会に具申した上で、聴聞等規則の定めるところにより当該処分対象者に弁明の機会を付与しなければならない。

3 営業廃止命令書の交付

営業の廃止を命ずるときは、所轄警察署長を経由して当該処分対象者に、営業廃止命令書（別記様式第23号）を交付し、処分通知受領書を徴するものとする。

(別記様式 省略)